

医療費などに充てられる大切な財源

国民健康保険税

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金を出し合い、医療費の支払いなどに充てる助け合いの制度です。

皆さんが納める保険税は、国の負担金などとともに医療を支える大切な財源です。本年度分の納税通知書は6月中旬に届きます。必ず納付期限内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主に課税されます。世帯主が国保に加入していても、世帯内で加入者がいる場合は、世帯主名で課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです(別表1)。

加入者それぞれの所得割額と均等割額を計算した額に、平等割額を加えた合計額が世帯主に課税されます。

保険税の軽減

●所得が一定額以下の世帯
前年の所得が一定額以下の場

合は、均等割額と平等割額が軽減されます(別表2)。

●申告をしていない人がいる世帯は対象外となってしまうため、前年の所得がなくても申告をしてください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で、倒産や解雇などにより雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者になった場合は、保険年金課で申請することで、保険税が最大で2年間軽減されます。

手続きには、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証が必要です。

保険税の納付方法

●普通徴収(口座振替、納付書)

納期は6月から翌年1月までの年8回です。口座振替が市役所、納付書に記載されている金融機関、全国の地方税統一QRコード対応金融機関、コンビニ、地方税お支払サイト、スマホ決済アプリで納付できます。

●特別徴収(年金天引き)

一定の要件に当てはまる人は、年金から保険税が天引きされます。口座振替に変更することもできます。

保険税を納めないとい

納付期限を過ぎても納付しな

【別表1】税率と課税限度額(令和7年度)

課税区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳以上65歳未満)	
所得割額	(前年の所得-43万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	-	-
課税限度額	世帯に課税される上限の額	65万円	24万円	17万円

※国保加入者で出産する人は、産前産後期間相当分(原則4か月)の所得割額と均等割額は10割軽減されます。軽減を受けるには保険年金課への届け出が必要です。
※国保に加入している未就学児にかかる均等割額は5割軽減されます。

【別表2】均等割額・平等割額の軽減基準(令和7年度)

軽減割合	世帯内の国保加入者と世帯主の総所得金額などの合計が次の金額以下の世帯
7割	43万円+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下
5割	43万円+(30.5万円×国保加入者数)+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下
2割	43万円+(56万円×国保加入者数)+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下

※世帯内の国保加入者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人が2人以上いる場合は、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えます。
・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える
・65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える
・65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える

い場合は、督促や催告を受けることがありません。滞納が続くと、病院などで支払う医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりするこ

ともあります。やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

問い合わせ先

●課税の内容

税務課 税務班

☎ 62・5321

●納税の相談

税務課 納税班

☎ 62・5322